

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 6 年佐倉市条例第 26 号）の制定

令和 6 年 5 月 16 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

専決第 29 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため

令和 6 年 3 月 29 日

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第26号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険税条例（昭和34年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。